裏面の **調査票提出にあたっての注意事項** をご確認の上、調査票をご記入ください →

調査票 秘

返送期限 令和８年 **11月27日(金)【必着】**

裁判員候補者ID	２７
氏　　名	

再印刷用

以下の第１から第４に当てはまらない方は、ご提出いただく必要はありません。

第１ １年間を通じ、裁判員になることを辞退できる場合

次の1～6に当てはまる場合には、１年間を通じて辞退をすることができます。**辞退を希望する場合**には、当てはまる**番号に○をつけ、必要な事項を記入**してください。

いずれも当てはまらない・辞退を希望しない

1 令和９年１月１日現在、**70歳以上**である。 → 質問は終了です。年齢を証明する資料は不要です。

2 令和５年４月１日以後、**裁判員又は補充裁判員**の職にあったことがある。

→ 年　月ころ　地方裁判所　支部

3 令和７年４月１日以後、**選任予定裁判員**であったことがある。

→ 年　月ころ　地方裁判所　支部

4 令和５年４月１日以後、**検察審査員又は補充員**の職にあったことがある。

→ 年　月ころ　検察審査会

→ 資料は不要です。

5 令和９年の１年間を通じ、**学校の学生又は生徒**である。 → 学生証**(記載が両面にある場合は両面)**の写し等の資料が必要です。※

学生・生徒とは大学、大学院、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に在学している方が該当します。通信制、夜間通学制は含まれません。

6 令和９年の１年間を通じ、**ご自身の重い病気又はケガ**により裁判に参加することがむずかしい。 → 診断書の写し等の資料は、**すでにお手元にあるなど、容易に準備できる場合には提出**してください。※

→ (病名、現在の症状等をさしつかえのない範囲で、具体的に記入してください。)

※資料の提出に関しては裏面の「調査票提出にあたっての注意事項」をご確認ください。

裏面の第２に続きます

調査票（続き）

第2 裁判員になることができない職業

当てはまらない

Q&Aの ア 記載の職業のいずれかに当てはまる場合には、裁判員になることができません。当てはまるものがある場合には、次の 1 に ○ をつけてください。

ア を参照

1 該当する。→ 職業等がわかる身分証明書の写し等の資料が必要です。

第3 裁判員になることが特に難しい特定の月がある場合

辞退を希望しない

2か月を上限に、【辞退を希望する月】を記入し、その【理由】の番号 1 ～ 6 に ○ をつけてください。あわせて、【具体的な事情】を記入してください。

イ を参照

その1

【辞退を希望する月】

月

ひと月のみ記入してください。

【理由】
1 仕事上の事情
2 重要な用事・予定
3 出産予定
4 重い病気又はケガ
5 介護等
6 育児

【具体的な事情】

その2

【辞退を希望する月】

月

ひと月のみ記入してください。

【理由】
1 仕事上の事情
2 重要な用事・予定
3 出産予定
4 重い病気又はケガ
5 介護等
6 育児

【具体的な事情】

資料の例 診断書の写し、医療費の内容が分かる領収書の写し、要介護認定者であることを証する書面の写し、介護保険証の写し、障害者手帳の写し等

第4 氏名・住所の変更があった場合は、変更後の氏名・住所を記入してください

変更なし

【変更後の氏名】

氏　　名

【変更後の住所】 〒□□□-□□□□

都道府県　　区市郡

これで終わりです。きりとり線で切り離し、同封の返送用封筒に入れて返送してください。

調査票や提出された資料に記載された個人情報は、適切に管理し、裁判員裁判に関する事務以外で利用することはありません。

第1から第4に当てはまらない方は、ご提出いただく必要はありません。